

第8期の保険料の考え方

①第7期の状況

- 熊本地震の影響でサービスの利用が増加した状況下のデータで推計をしたため、計画していたよりも、実績が伸びていない状況。特に施設サービス費については、当分の間増加するものと見込んでいたが、在宅サービスが増加している状況。（在宅で暮らすことができる環境が整ってきた。また、住宅型有料老人ホームの利用の拡大も影響しているものと推測。）
- 保険料収入が剰余しており、基金に積み立てを行っている。（1億4千万円。）

②第8期の推計状況

- 現在の推計では、現行の6,750円から下げられる状況。（基金の取り崩しなし）
- 令和2年の給付状況のデータを元に推計しているため、毎月推計値が変動するが、概ね6,300円～6,600円程度を推移している状況。

③第8期の方針

- 低所得者層の被保険者の負担軽減策を強化

第7期（現行）

保険料段階	対象となる方			保険料率	月額保険料（円）	年額保険料（円）
第1段階	生活保護受給者			基準額 ×0.30	2,025	24,300
	町民税非課税世帯	本人が町民税非課税	老齢福祉年金受給者			
80万円以下の方			基準額 ×0.50	3,375	40,500	
80万円を超え120万円以下の方						
120万円を超える方						基準額 ×0.70
第3段階			町民税課税世帯	80万円以下の方	基準額 ×0.90	
第4段階	80万円を超え120万円以下の方	基準額		6,750		81,000
第5段階	80万円を超える方					

第4段階（本人非課税）の保険料率を0.8に軽減する方向で検討中（例：5,400円）

議題（3）保険料の改定について

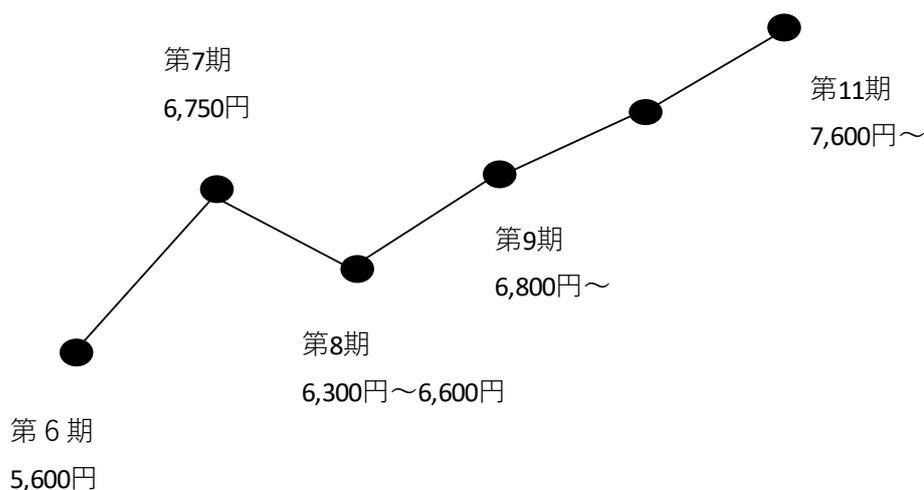
	第5期	第6期	第7期	第8期（案）
第1段階 （非課税世帯の80万円以下の人）	基準額×0.5	基準額×0.45 （消費増税で0.05軽減）	基準額×0.3 （消費増税で段階的に0.2軽減）	基準額×0.3 （消費増税で0.2軽減）
第4段階 （課税世帯の80万円以下の人）	基準額×0.75	基準額×0.9	基準額×0.9	基準額×0.8
両者の差	0.25ポイント	0.45ポイント	0.6ポイント	0.5ポイント

現在の政令上の基準は、0.5と0.9で規定されているが、市町村の判断で軽減することが可能。（政令上の両者の差は0.4ポイント）

現在の第1段階～第3段階（非課税世帯）は消費増税で全国的に軽減が実施された。第4段階の人の負担が増加しており、政令上の想定幅を超えている状況。

④第9期以降の想定

- 第8期が6,300円～6,600円でも、第9期には6,800円以上となる見込み。
第7期（現行）の6,750円を超えることになる。
- 第8期で保険料を下げても、第9期以降は上昇を続けていく見込み。



- 第9期以降は、基金を取り崩しながら、上昇幅を緩やかにしていく。